

議案第12号

八幡浜市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市火葬場条例の一部を改正する条例

八幡浜市火葬場条例（平成21年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第5条関係） 八幡浜市火葬場等使用料					別表（第5条関係） 八幡浜市火葬場等使用料				
区分		単位	使用料		区分		単位	使用料	
			市内	市外				市内	市外
火葬場	大人(12歳以上)	1体	10,000円	45,000円	火葬場	大人(12歳以上)	1体	10,000円	45,000円
	子供(12歳未満)	1体	6,000円	30,000円		子供(12歳未満)	1体	6,000円	30,000円
	死産児	1体	5,000円	25,000円		死産児	1体	5,000円	25,000円
	人体の一部	1件	10,480円	10,480円		人体の一部	1件	10,290円	10,290円
	死胎	1胎	3,150円	3,150円		死胎	1胎	3,090円	3,090円
	胞衣	1件	3,150円	3,150円		胞衣	1件	3,090円	3,090円
待合室	1室	無料	無料	待合室	1室	無料	無料		
待合室(追加)	1室	3,150円	10,480円	待合室(追加)	1室	3,090円	10,290円		
霊安室	1室	1,050円	10,480円	霊安室	1室	1,030円	10,290円		
備考（略）					備考（略）				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市火葬場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。